

## 配当算定基準

### (目的)

第1条 この基準は、定款第68条(配当の方法)の規定により、配当を実施する際の算定基準を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

### (配当の実施)

第2条 配当は、おおむね8,000万円以上の税引前剰余金を計上した事業年度に実施する。

### (配当の種類)

第3条 定款に定められている出資配当、事業利用分量配当の2種類の内、剰余金額、社会情勢、業界情勢を考慮して、どちらか一方か、両方の配当を行うかは、その都度理事会で決定することとする。

### (出資配当の算定方法)

第4条 出資配当の場合は当該年度末現在の出資口数に対して、配当率を乗じて算定する。

### (出資配当率)

第5条 配当率は、年1%程度とし、剰余金状況、経済情勢により変更することとする。

### (事業利用分量配当の算定方法)

第6条 事業分量配当の場合は当該年度末現在に契約が有効である組合員の事業分量(掛金)に対し、配当金額は税引前剰余金の20%以内とする。

### (事業利用分量配当の基礎となる期間)

第7条 事業利用分量配当の基礎となる期間は、4月1日から翌年3月31日までの12ヶ月間とする。

### (事業利用分量配当の対象組合員)

第8条 前条の期間中に掛金を3ヶ月分以上支払い、かつ、当該年度末現在に共済契約が有効に締結されている組合員とします。

(事業利用分量配当率)

第9条 事業利用分量配当率は、第6条の配当金額をもとに毎年定めます。

(事業利用分量配当金の算定方法)

第10条 組合員の配当金は算式により算出する。

(事業利用分量配当金) = (期間内納入掛金) × (配当率)

ここでいう期間内納入掛金とは以下の算式により算出する

(期間内納入掛金) = (受託自動車掛金入金額 ÷ 損害率%) + (交通事故共済掛金)

附則 この基準は、平成22年6月20日から施行する。